

# 災害時の保健医療福祉活動



日本赤十字社  
Japanese Red Cross Society

1. 保健医療福祉調整本部について
2. 多種多様な連携協働
3. 被災者支援分野の活動について
4. まとめ

# 1. 保健医療福祉調整本部について

---

# 被災者を助ける実施主体＝行政機関の長

## 【災害対策基本法】

- ・ 国、都道府県、市町村における責務を明記。
- ・ 行政機関の長は、災害対策本部を設置して災害対応にあたる。
- ・ 行政機関の長は、防災業務計画を作成し同計画に基づいて救助を実施する。

[参考]

		＜災害救助法が適用になると自治体の業務はどう変わる＞	
		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 (基本法5条)	救助の後方支援、総合調整 (基本法4条)
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助 (法13条2項)	救助の実施主体(法2条) (救助実施の区域を除く(法2条の2))
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 (法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可 (法13条1項)
	費用負担	費用負担なし (法21条)	掛かった費用の最大100分の50 (残りは国が負担)(法21条)

[「災害救助法の概要(令和4年7月)」(内閣府作成)より抜粋]

## ■これまでの経緯（過去の教訓）

### <大規模災害時の保健医療活動にかかる体制の整備について>

#### Ⅰ 熊本地震における課題と原因

##### <課題>

- 被災都道府県、保健所、保健医療活動チームの間で被害状況・保健医療ニーズ等、**保健医療活動チームの活動状況等について情報連携が行われず、保健医療活動が効率的に行われない場合があった。**

##### <原因>

- 被災都道府県及び保健所における、保健医療活動チームの指揮・情報連絡系統が不明確で、保健医療活動の総合調整を十分に行うことができなかった。

（平成29年厚生労働省通知）

⇒被災都道府県に「保健医療調整本部」を設置し、保健医療活動を総合的に調整する体制を整備した。

# 大規模災害時の保健医療福祉活動 に係る体制の整備について (令和4年7月)

科 発 0722 第 2 号  
医 政 発 0722 第 1 号  
健 発 0722 第 1 号  
薬 生 発 0722 第 1 号  
社 援 発 0722 第 1 号  
老 発 0722 第 1 号  
令 和 4 年 7 月 22 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省 大臣官房厚生科学課長  
医 政 局 長  
健 康 局 長  
医 薬・生活衛生局長  
社 会・援 護 局 長  
老 健 局 長  
( 公 印 省 略 )

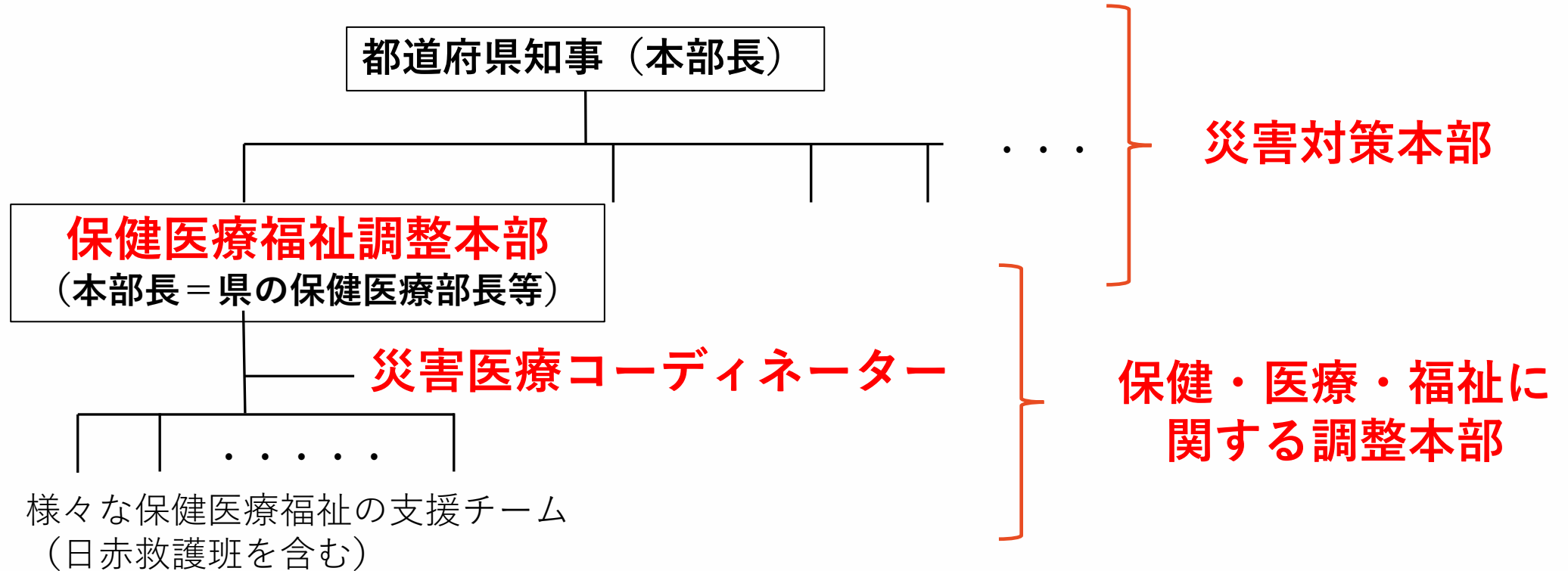
## 大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について

大規模災害時の被災者に対する保健医療活動に係る体制については、これまで、「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知。以下「平成24年医政局通知」という。）及び平成28年熊本地震に係る初動対応検証チームにより取りまとめられた「初動対応検証レポート」（平成28年7月、平成28年熊本地震に係る初動対応検証チーム）により整備がなされてきたところである。

このような中、各都道府県において大規模災害時の保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部が設置されているところである。

その中で、令和3年防災基本計画及び厚生労働省防災業務計画に災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）等の整備について追加された。また、令和3年度厚生労働科学研究の「災害発生時の分野横断的かつ長期的ケアマネジメント体制構築に資する研究」において、保健医療のみでは福祉分野の対応ができず、保健・医療・福祉の連携が重要であるとされたことを踏まえ、保健医療調整本部を「保健医療福祉調整本部」としたところである。

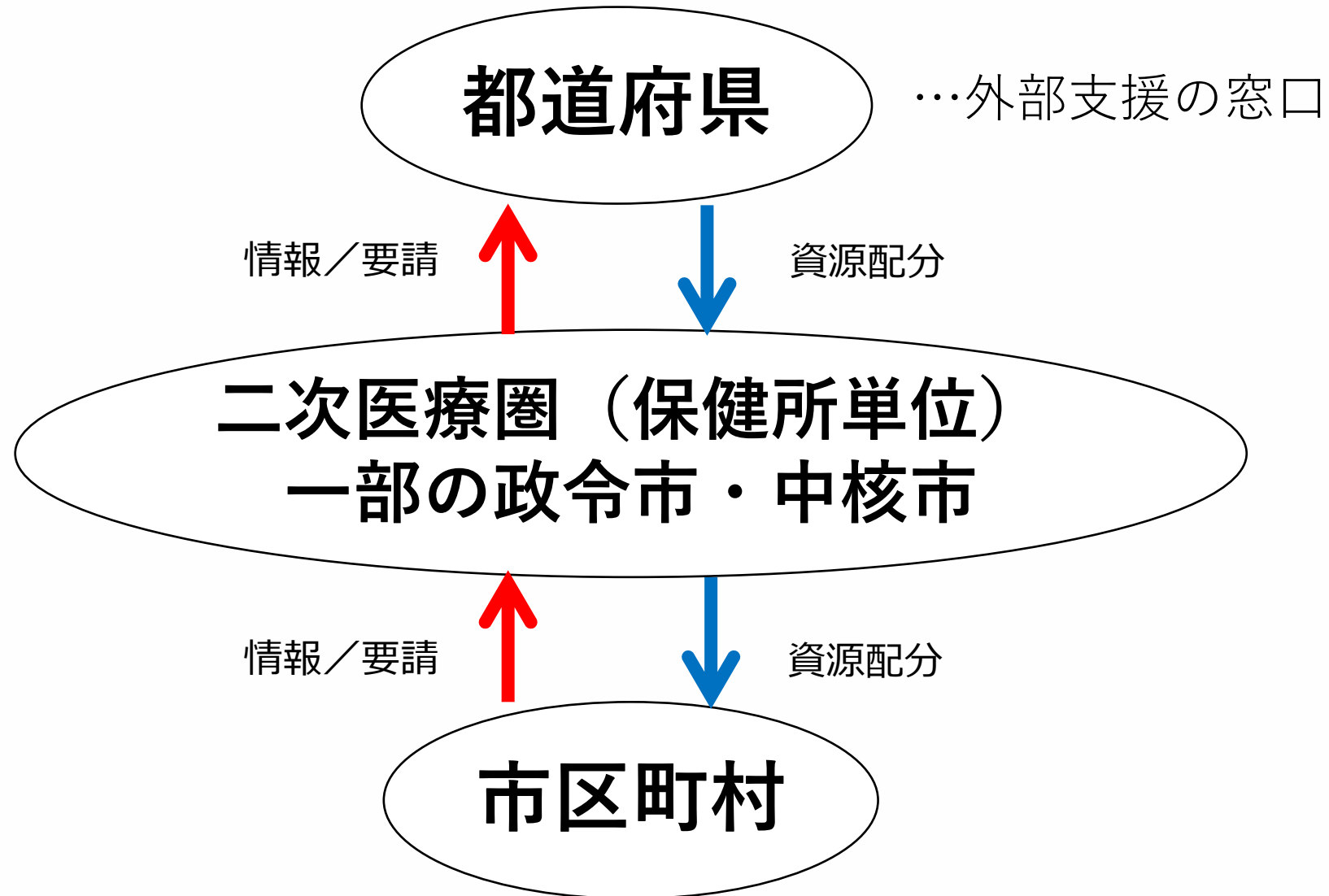
# 災害時の行政における本部体制



## 保健医療福祉調整本部

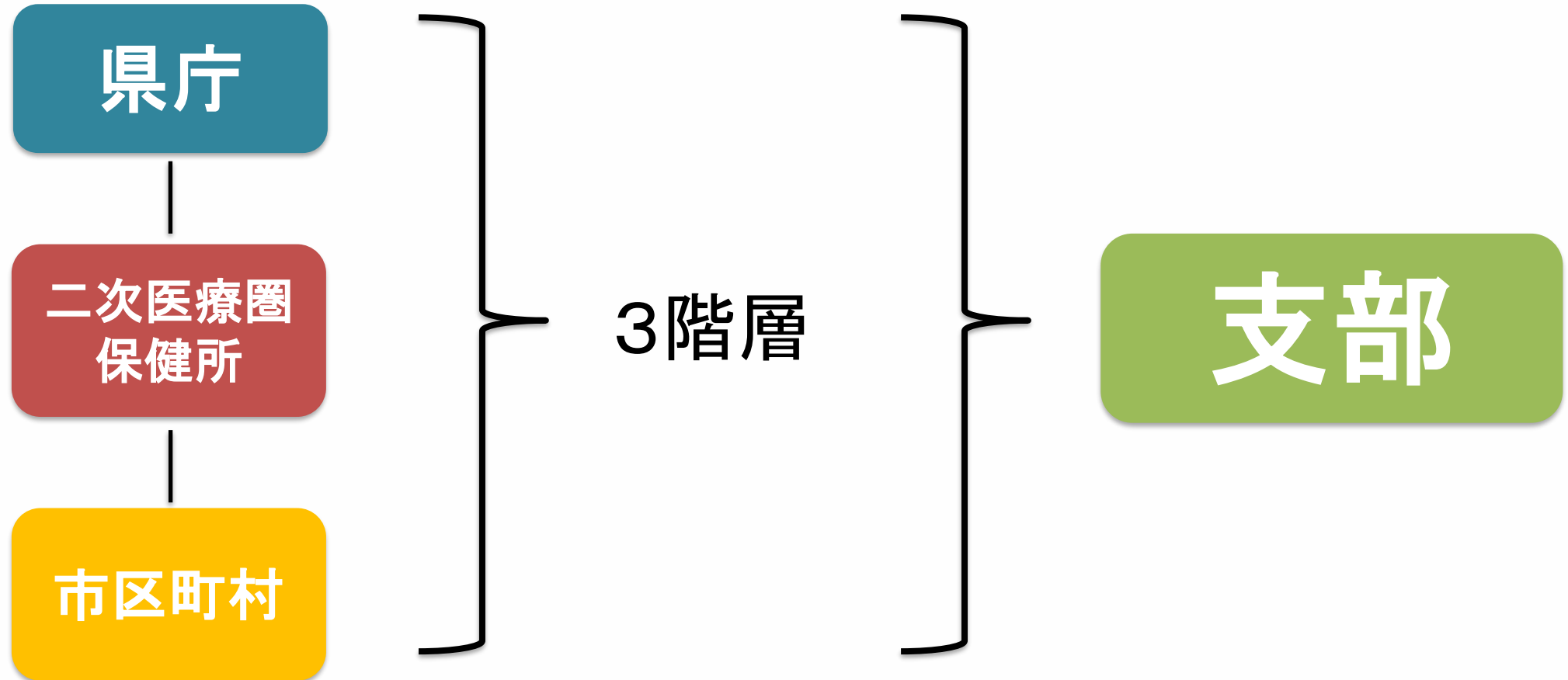
各都道府県における大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備に当たり、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う。

# 保健医療福祉調整の階層：3階層



# 【日赤の場合】

## 保健医療福祉調整本部の3階層



## ＜大規模災害時の保健医療活動にかかる体制の整備について＞

### II 今後の大規模災害時の体制のモデル

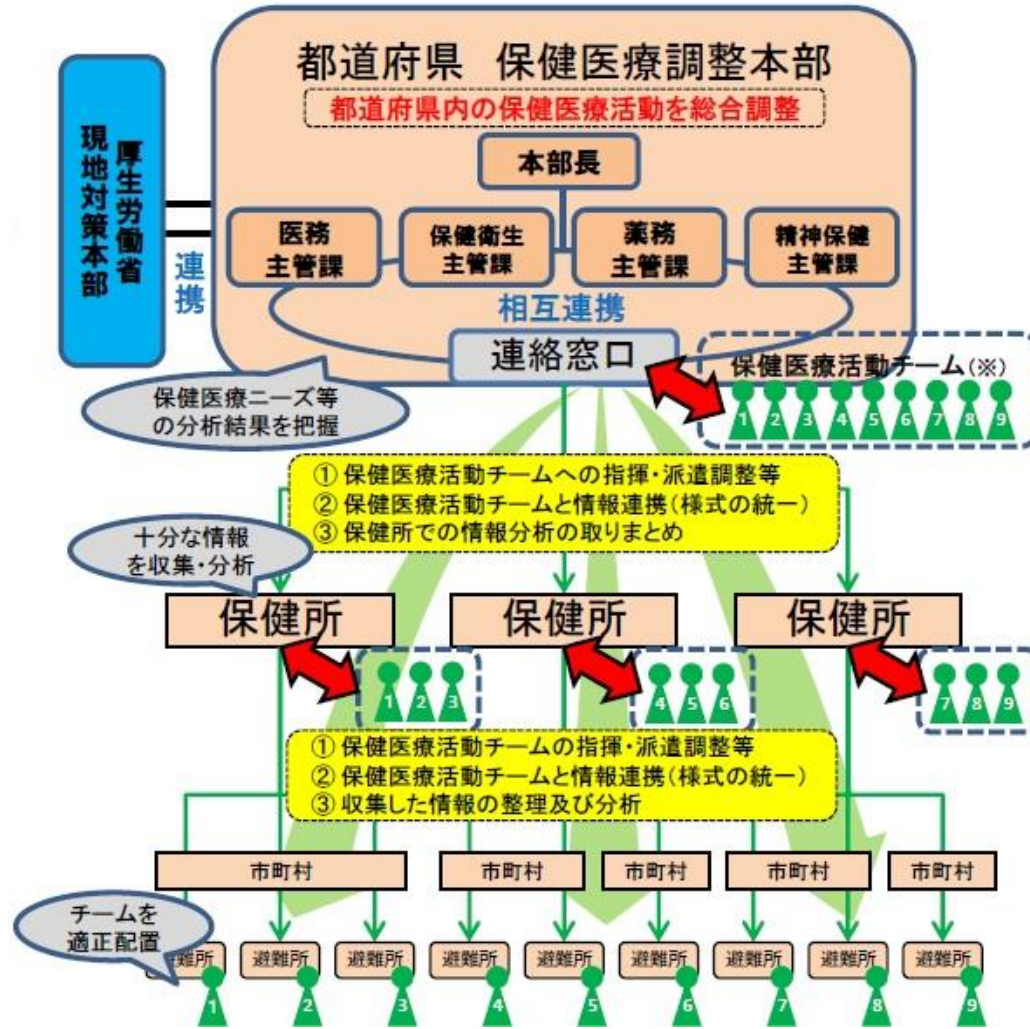
被災都道府県に設置された保健医療調整本部において、保健所と連携し、

- ① 保健医療活動チームに対する指揮又は連絡及び派遣調整
- ② 保健医療活動チームと情報連携（様式の統一）
- ③ 収集した保健医療活動に係る情報の整理及び分析

を一元的に実施し、保健医療活動を総合調整する体制を整備する。

（平成29年厚生労働省通知）

# ① 保健医療活動チームに対する指揮又は連絡及び派遣調整



(※) 凡例 : 保健医療活動チーム (DMAT、JMAT、**日本赤十字社の救護班**、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、SPAT等)



## 2. 多種多様な連携協働

---

# 災害時に活動するさまざまな保健・医療・福祉関係者



**DMAT**(Disaster Medical Assistance Team)  
災害派遣医療チーム



**JMAT**(Japan Medical Association Team)  
日本医師会  
災害派遣医療チーム



**DPAT**(Disaster Psychiatric Assistance Team)  
災害派遣精神医療チーム



**AMAT**(All Japan Hospital Association Medical Assistance Team)  
全日本病院協会災害医療チーム



**REMAT**(Radiation Emergency Medical Assistance Team)  
緊急被ばく医療チーム

特定非営利活動法人



**TMAT**(Tokushukai Medical Assistance Team)  
徳洲会グループの医師を中心とした NPO医療チーム



**DHEAT**(Disaster Health Emergency Assistance Team)  
災害時健康危機管理支援チーム



**DCAT**(Disaster Care Assistance Team)  
災害時介護派遣チーム



**DWAT**(Disaster Welfare Assistance Team)  
災害派遣福祉チーム



**DMAS** (Disaster Medical Assistance Student)  
災害医療学生支援チーム



**JDA-DAT**(Japan Dietetic Association - Disaster Assistance Team)  
日本栄養士会災害支援チーム



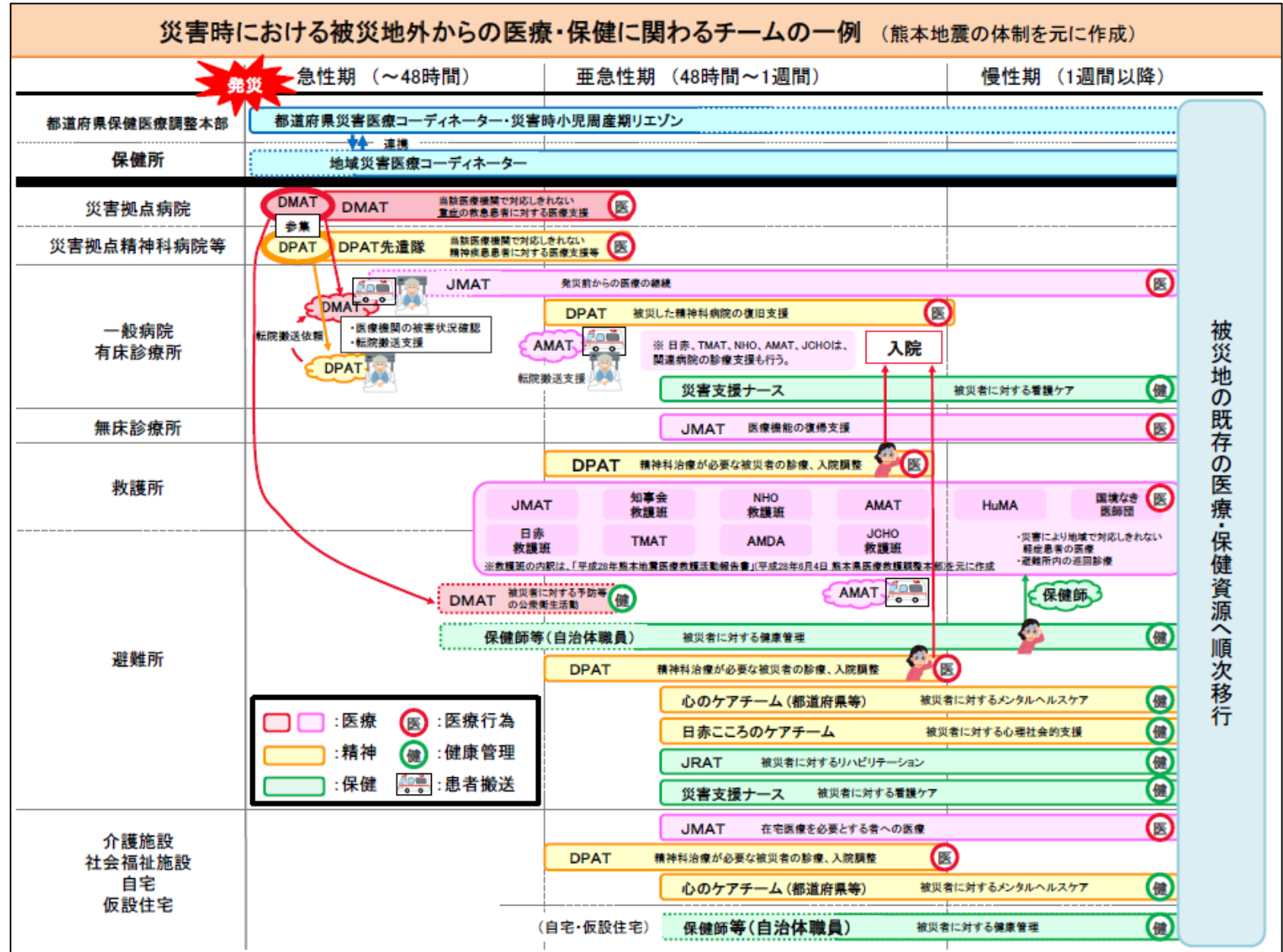
**JRAT**(Japan Rehabilitation Assistance Team)  
大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会



**IMAT**(Incident Medical Assistance Team)  
警視庁要請の事件現場医療チーム(日本医大病院)



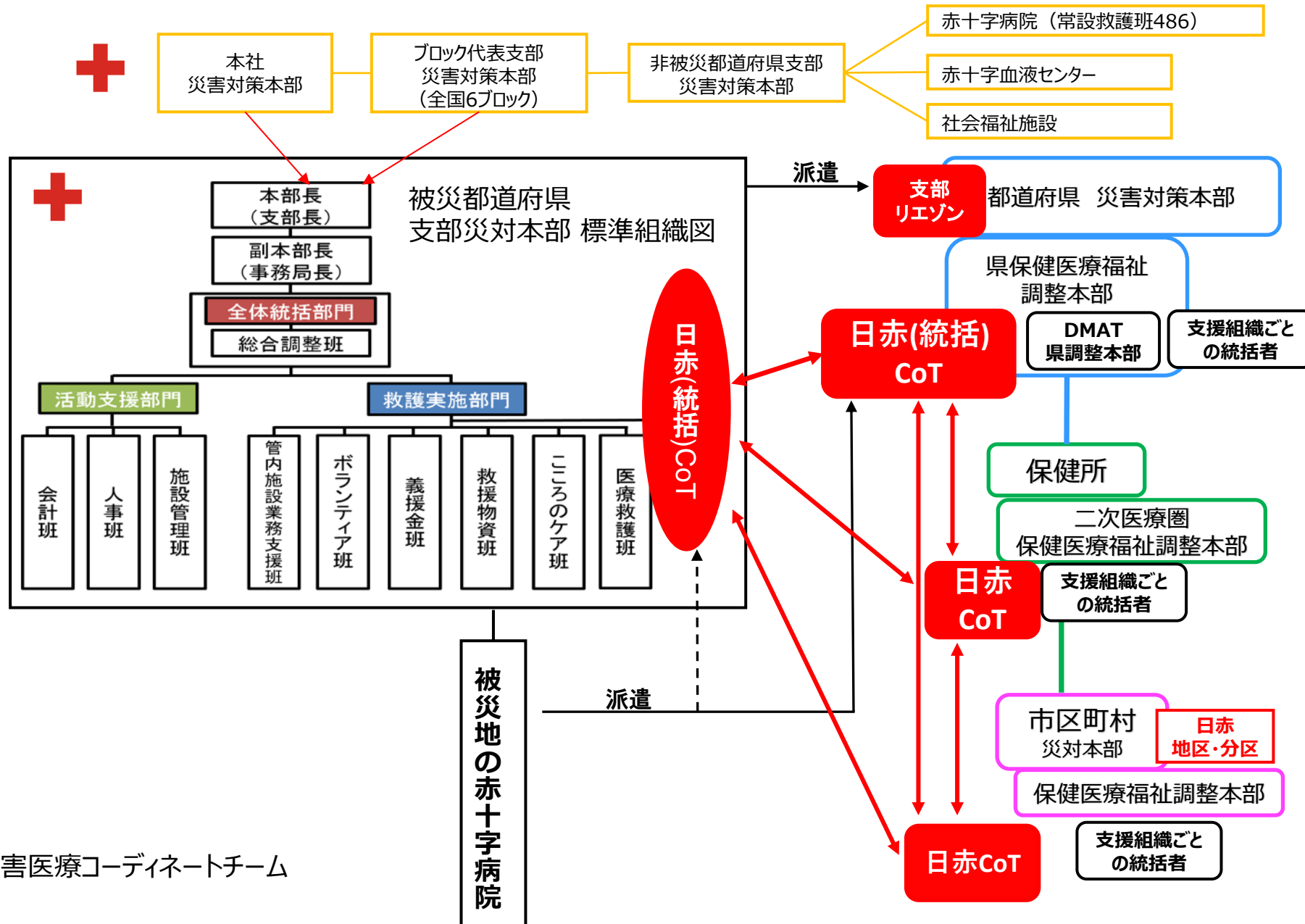
# 他団体との連携



# 保健医療福祉に関する代表的な支援チーム

区分	特徴
<b>DMAT</b> (災害派遣医療チーム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害の発生直後の急性期(概ね48時間以内)に活動が開始できる機動性を持った専門的な研修・訓練を受けた医療チーム</li> <li>○災害現場における安定化処置や広域医療搬送などを行う</li> </ul>
<b>JMAT</b> (日本医師会災害医療チーム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主に急性期以降の災害医療活動を行う</li> <li>○避難所等における医療・健康管理や被災した病院・診療所などの支援活動を行う</li> </ul>
<b>DPAT</b> (災害派遣精神医療チーム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神科医療を専門的に行う医療チームで、被災都道府県等の災害対策本部の指示で活動を行う</li> <li>○被災者、支援者等に対する精神保健医療活動を行う</li> </ul>
<b>DHEAT</b> (災害時健康危機管理支援チーム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公務員で編成(主に保健所職員)されるマネジメント支援チーム</li> <li>○健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整等が円滑に実施されるよう保健医療調整本部及び保健所の業務支援を行う</li> </ul>
<b>DWAT</b> (災害派遣福祉チーム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定避難所のうち、福祉避難所を除く一般的な避難所に避難する災害時要配慮者に福祉支援を行う</li> </ul>
<b>日赤救護班</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所や救護所等における医療救護やこころのケア、救援物資の配分などの救護活動、並びに被災者からの様々なニーズに対応した支援活動を行う</li> </ul>

# 被災地内外及び日赤内外の救護活動における全体像



日赤CoT：日赤災害医療コーディネートチーム

### 3. 被災者支援分野の活動について

---

# 被災者支援とは

## 1. 被災者支援とは（≡ボランティア活動、≠医療救護）

「被災者支援」の**明確な定義はなく**公的な支援のほか、特に阪神淡路大震災以降発展してきた災害時のボランティア等の活動に関わる**様々な支援者間において、自らの支援活動を表す言葉として使われている。**

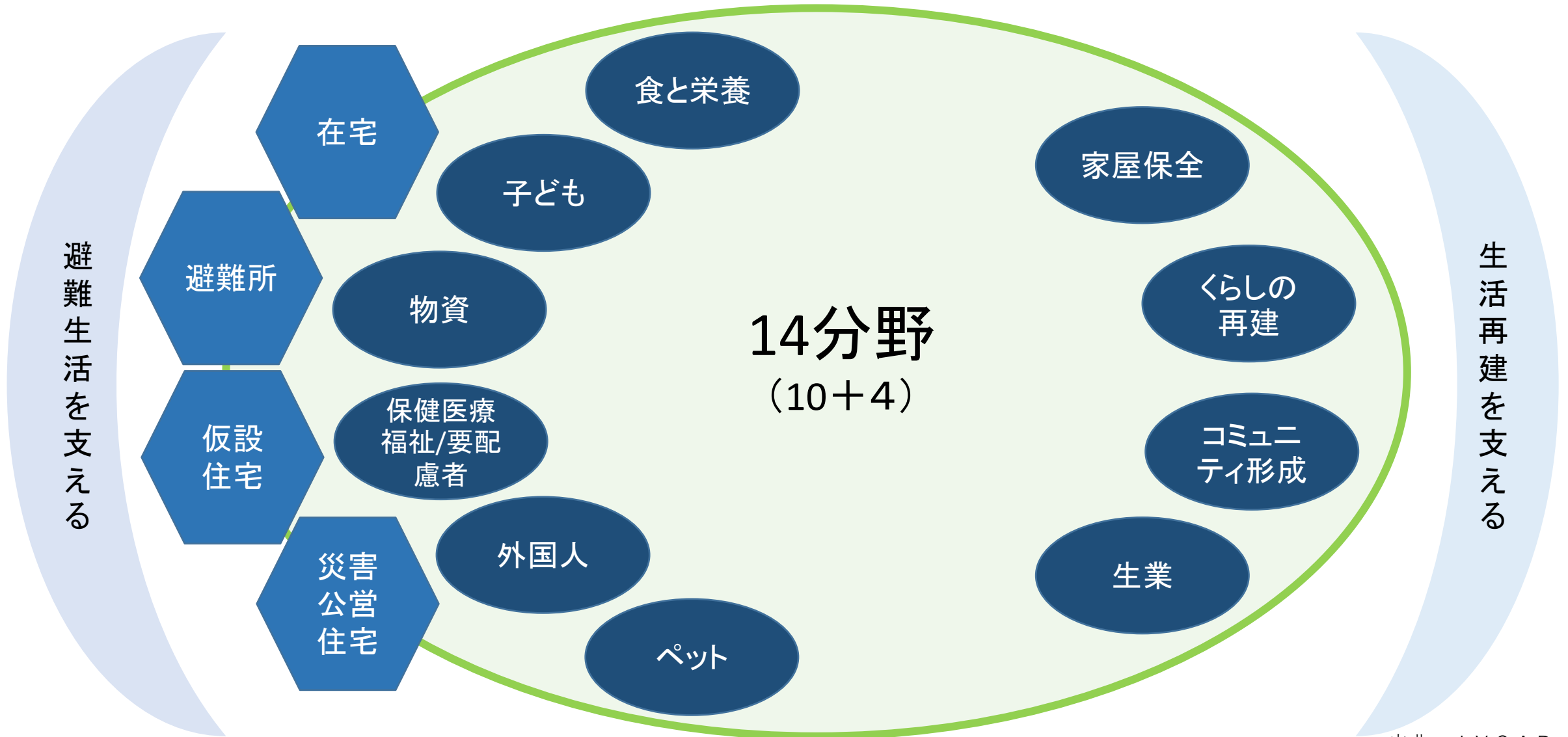
## 2. 被災者支援による活動分類

公的な支援の他、民間による被災者支援は避難所等における**避難生活支援**と**生活再建支援**に分けられる

## 3. 被災者支援の担い手

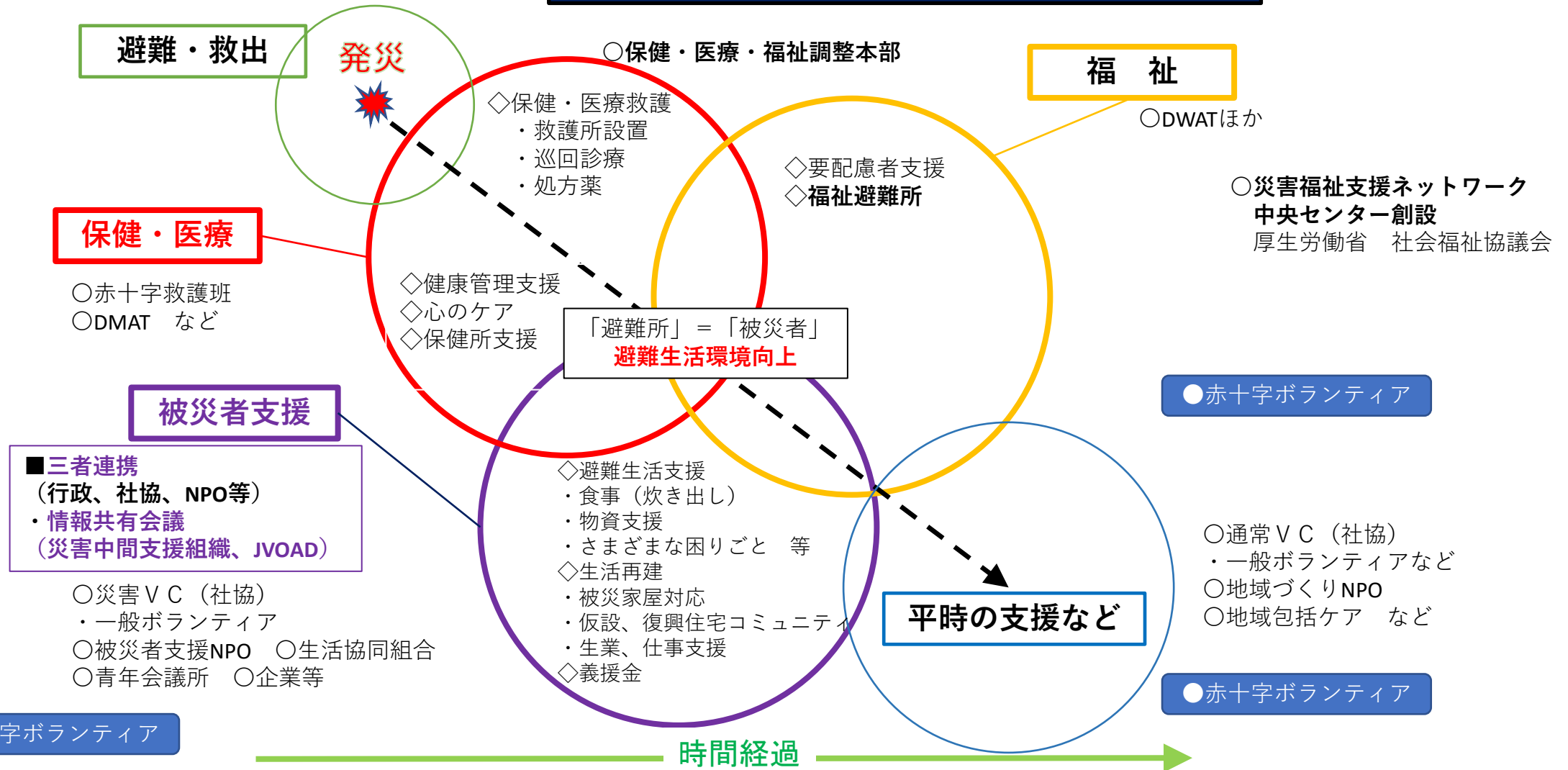
行政、社協（災害ボランティアセンター）、JV O A D（NPO）による三者連携を中心に、個人ボランティアや企業・団体など**多様な主体が被災者支援の担い手**となっている。

# 被災者支援活動の全体像（支援活動の領域）

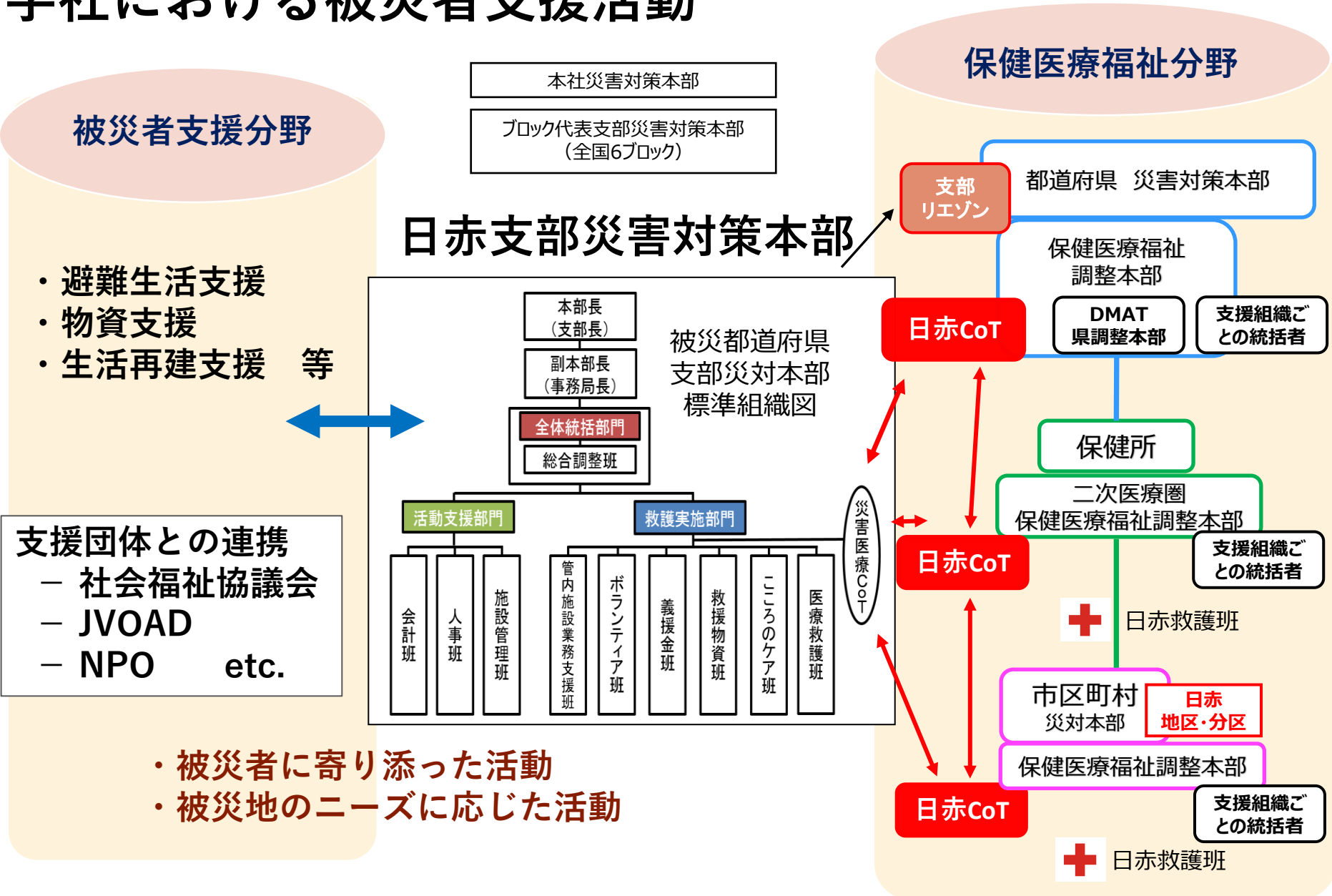


# 災害支援活動の全体像

「災害関連死・ゼロ」を目指して



# 日本赤十字社における被災者支援活動



# 【参考】福祉分野における日本赤十字社の活動事例



**【事例1】**  
福祉施設入居者の搬送支援  
(長野県長野市)



**【事例2】**  
健康観察を目的とした在宅  
避難者に対する戸別訪問活動  
(石川県珠洲市)



**【事例3】**  
日赤・保健師・県社協合同  
チームによる避難所巡回活動  
(鳥取県佐治町)

## 4. まとめ

---

## まとめ

- 保健医療福祉調整本部を介して、保健医療福祉活動チームの派遣調整、や情報の連携、整理及び分析などの総合調整が行われる。
- 日赤においては、被災地支部を中心として、日赤災害医療CoTを各階層に配置し、日赤の社内外における各種調整や情報共有等を迅速に行いながら救護活動を実施する。
- 行政や関係機関等の多種多様な連携協働が必要となる。
- 避難生活支援などの被災者支援活動との連携が今後より重要となる。